

法人契約申込書

会社名(甲)

【事業概要】

業種		設立	年	月	日
営業年数	年	決算月	本決算月	中間決算月	月
従業員	人	資本金		万円	
主な取引銀行	1.	2.	3.		

※設立3年未満、資本金1000万円未満の場合、連帯保証人の記入が必要です。
※代表者が記入のうえ、自署欄は訂正できません
※債務者が返済期限までに返済することができなかつたときは、保証人において全額弁償します。
※申込にあたり、貴社の与信で承認が得られない場合は、あらかじめご了承下さい。

【連帯保証人】

お名前 (自署)	1. 男 2. 女
生年月日	年 月 日生
ご自宅	〒 - TEL() -



Jネットレンタカー

レンタカー契約約款

契約者_____（以下甲という）と株式会社ジーライオンレンタリース（以下乙という）は、乙の保有するレンタカーの賃貸借とその支払について、下記のとおり契約を締結します。

第1条 甲は乙の定めるJネットレンタカー貸渡約款及び本契約を承認の上、レンタカーを借り受け、乙はこれを貸し渡すものとします。

第2条 甲が乙から賃借したレンタカー料金は、乙の定める法人料金表もしくは乙の提出した料金表にもとづくものとします。

第3条 乙は、前条のレンタル料金を、経済情勢の変化等の理由により料金改定をできるものとします。

第4条 乙が甲に請求並びに支払いがある場合は、甲の指定する銀行口座へ振り込むものとします。

第5条 レンタカーの引渡し場所及び返還場所は、原則として乙の店舗とし、引渡しから返還が完了するまでの車両保管については、甲の責任とします。

第6条 乙の所有するレンタカーに附帯する保険等による補償は契約申込書記載のとおりとします。

但し、甲は善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、甲の重過失による交通事故、甲の過失による車両盗難、警察および当社に届出のない事故、その他法令・公序良俗に反する行為を行った場合は補償適用が受けられないことがあります。

第7条 免責補償制度

甲はこの制度に加入しているため、万一事故が発生しても対物・車両補償の免責額の支払いが免除されるものとします。

第8条 ノンオペレーションチャージ（N・O・C）

甲は事故等によりレンタカーに損害を与えた場合には、乙に対してレンタカーの修理期間中の営業補償の一部を別に定める損害保証金として支払うものとします。

第9条 燃料については、満タン渡しの満タン返却を原則とします。但し、満タン返しができない場合は、乙の定める料金により甲が負担するものとします。

第10条 この契約は、契約日から一年間有効とします。

但し、期間満了の30日前までに甲乙双方のいずれか一方から別段の意思表示のないときは、次の1年間、この契約の効力は継続するものとし、以降同様とします。

但し、継続契約期間内においてご利用がない場合、本契約は終了し、本契約終了後においてご利用の申込みがあった場合、改めて契約を締結することとします。

第11条 この契約は、前条の有効期間内であっても、必要に応じて甲乙協議の上、これを改定または解約することができるものとします。

但し、以下の場合、乙は甲に何ら通知・催告を要せず本契約及び予約中・貸出中のレンタル契約を解約できるものとします。

(1) 申し込みの際、虚偽の申告をした場合及び、事務所移転など住所等変更事項があった際、速やかな通知の無い場合。

(2) 乙に対する支払いが遅延した場合。

(3) 破産手続開始等裁判上の倒産手続きの申し立てを受けた時、又は自ら申し立てたとき。

(4) 反社会的組織に属している事が判明した場合、及び刑事上訴追を受けた時、その他信用状態に著しい悪化があった場合など。

第12条 この契約に定めのない事項、またはこの契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、双方誠意をもってこれを処理するものとします。

注意：ご利用時においては、レンタカー貸渡約款が優先します。

以上、本契約成立の証として、本書2通を作成し、各自記名捺印の上、各々その1通を保有するものとします。

令和 年 月 日 法人名（甲）

印

賃貸人（乙）

〒562-0044 大阪府箕面市半町3-13-4

株式会社ジーライオンレンタリース

代表取締役社長 岡本 眞一

印

●請求先

契約先と違う場合 住所: _____

TEL: _____ 担当者: _____

事業者登録番号(インボイス番号): _____ T

●支払条件

銀行振込（毎月 日締 日払）

指定銀行は下記のとおりとします。

銀行	支店	普通預金
口座番号	名義	

●ご契約プラン

プラン	免責補償制度	(特 記 事 項)

●補償内容

対 人 補 償 無 制 限 (1名限度額)

対 物 補 償 無 制 限 (1事故限度額) / 免責0円

車 両 補 償 時 価 (1事故限度額) / 免責5万円
T4クラス以上、A1クラス以上 / 免責10万円

人 身 障 害 補 償 3,000万円まで / 1名につき(定員まで)

●免責補償制度

契約時この制度にご加入されますと、上記補償額の車両補償の免責が免除されます。

加 入 料 1,100円 (税抜1,000円) 下記以外

(1日につき) 2,200円 (税抜2,000円) T4クラス以上、A1クラス以上

※15日以上1ヶ月以内の貸渡契約については15日分の加入料とし、補償は貸渡契約期間とします。

●ノンオペレーションチャージ(NOC)

車両のご利用中に、車両に損害を与えた場合には、損害の程度にかかわらず、営業補償の一部として下記金額をご負担していただきます。

予定返却店舗に自走して返却された場合 20,000円

予定返却店舗に自走して返却不可の場合 50,000円

※NOCは免責補償制度にご加入の場合でもご負担いただけます。

※車両移動に伴うレッカー代はお客様のご負担となります。

●契約期間

自 年 月 日 ~ 至 年 月 日

本契約期間は1年間です。以後は期間満了の30日前までに相方異議の無い場合、1年毎の自動更新とします。

商号、氏名、住所、電話番号等の届出事項に変更があった時は、遅滞なくその旨を所定の届出書により通知するものとします。

●特約事項

●担当店舗

Jネットレンタカー 店

住所: 〒

TEL: _____

FAX: _____

事業者登録番号 T2120901035650